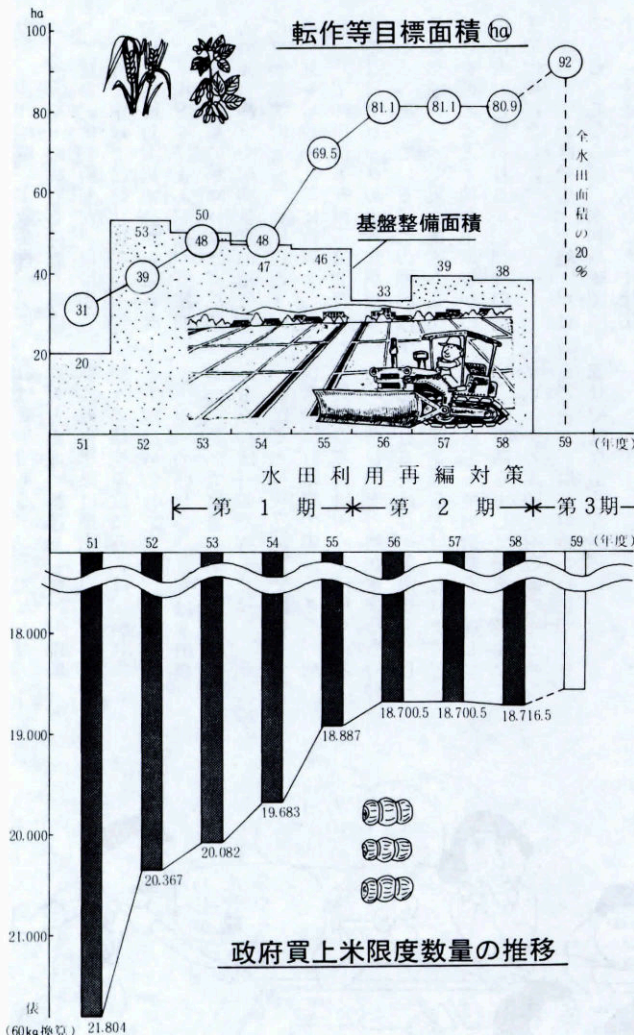


## 長期化する稲作転換対策

# 59年度は水田面積の20%を転作



**基盤整備は58年度で終了**

— 今後は厳しい対応

水田利用再編対策（稲から畑作への転換対策）は五三年度から概ね一〇年間の予定で畑作の定着化をめざして推進されているが、更

米の需給事情は、長期的には過剰となり、全国の水田面積の30%にあたる76万ha程度の転作が必要であると見込まれている。  
農産物の需要と供給の長期見通し  
55.11 閣議決定

に長期にわたって固定化すること  
が予想される。五六年からの第二期対策では、畑作の集団化が強く打ち出される一方、主食の米については、消費者の嗜好に合わせた良質米生産対策や、非農家を含めた米の消費拡大運動が展開されるなど、特に農政の最重要課題となりつつある。左の表は本町に対する転作目標面積の配分と政府買上米限度数量の推移である。本町では五〇年から県営は場整備事業を行っているため、これまで、農業者に対する転作の個別農家配分は行っていない。その年の夏期施行区域には事前転作として、裏作で飼料作物や小麦などが集団的に栽培され、西瓜や煙草などの定着分を含めると町全体の目標面積は優に達成できた。しかし基盤整備は、

これまで予定した面工事三六四ha（県営332ha、団体営32ha）を五八年度中に終了する予定である。しかも水田利用再編は、五九年度から第三期対策に移行する。五八年度の転作配分は、県から示された目標面積八〇・九haから夏期施行予定38haを差し引いた面積四二・九haを集落ごとの田本地面積に応じて比例配分した。配分率は、一%となる。さて、五九年度から基盤整備による転作カバリーがなくなったらどのような対応を迫られるであろうか。

過る二月二十五日に町経済課と三隅農協は、第三期対策初年度の五九年度転作目標について次のとおり申し合わせた。

今後、長期にわたって転作営農

を進めていくためには、転作を地域全体の問題として受けとめ、地域農業のあり方や、将来の農業経営の問題等について十分話し合いを積み重ね、これを契機に地域農業の再編成を進めてゆかねばならない。第三期対策の仕組みについては、今後、農水省を中心に種々の見直しが行われるが、対策の基本的な枠組み、即ち、作付地の集団化や、自給力の弱い主要作物の振興は引き続き継続されるものと思われる。第三期対策初年度の転作目標面積は、農区別（ブロック）水田面積の二〇%とする。各ブロックとも本年八月を目処に推進活動の強化をお願いしたい。

水田を保有する農業者は、転作を避けて通れない。自家保有米のみを生産する零細規模の農家であろうと、畑作困難な湿地地帯の農家であろうとソッポを向くことは許されない。政府米の買上数量は、食管法会計でピシヤリと規制されている。農業者が避けて通れないとしたら、次は方法論になる。これを契機に地域農業のあり方を総点検し、守りの農業から攻めの農業に転じなくてはならない。米以上の収益を畑作で達成することを地域で考え、地域で行動に起こせばよい。図Ⅲは、畑作の集団化と水稲品種別の集団化事例である。このようにすれば、水管理、機械作業、肥培管理、収穫調整全てが省エネ対策となる。農産物価格が据え置かれる中で、実質農業所得を高めるには、これしかない。写真紹介は、国の高度転換対策モデル地区大竹農事組合による四・一haの転作営農である。